

開設者は、研修プログラムの変更後速やかに、研修プログラムの変更の概要及び変更した研修プログラムの写しを厚生労働大臣に提出しなければならない。

7 研修医の募集等

研修医の募集を行う病院は、次に掲げる事項について、研修医の募集前に公表しなければならない。

- ① 研修プログラムに関する事項
 - イ 研修プログラム
 - ロ プログラム責任者の氏名及び履歴
 - ハ 指導医の氏名及び履歴
 - ニ 研修開始年度
 - ホ 募集定員
- ② 研修医の処遇に関する事項
- ③ 研修のための施設及び設備に関する事項
- ④ 研修医の募集及び採用方法に関する事項
- ⑤ 臨床研修病院の指定申請手続中である場合には、その旨
- ⑥ 研修プログラムの変更手続中である場合には、その旨

8 報告

- (1) 臨床研修病院（協力型臨床研修病院を除く。）の開設者は、毎年4月30日までに、来年度の募集予定定員とともに、次に掲げる事項を厚生労働大臣に報告しなければならない。
 - ① 当該年度に行われている研修プログラムの写し
 - ② 当該年度の研修医の数
 - ③ 前年度の診療科ごとの入院患者及び外来患者の数
 - ④ 前年度における研修実施状況
 - イ 研修医の評価に関する事項
 - ロ 前年度の研修修了者数
 - ⑤ その他必要な事項
- (2) 協力型臨床研修病院の開設者は、管理型臨床研修病院の開設者を經由して、毎年4月30日までに、(1)①、②及び③の事項を厚生労働大臣に報告しなければならない。この場合において、管理型臨床研修病院の開設者は、自らの報告と協力型臨床研修病院の報告とを合わせて厚生労働大臣に提出しなければならない。
- (3) 研修協力施設の開設者は、臨床研修病院（臨床研修病院群については管理型臨床研修病院）の開設者を經由して、毎年4月30日までに、(1)②の事項を厚生大臣に報告しなければならない。この場合において、臨床研修病院（臨床研修病院群については管理型臨床研修病院）の開設者は、自らの報告と研修協力施設の報告とを合わせて厚生労働大臣に提出しなければならない。

9 報告の徴収及び指示

- (1) 厚生労働大臣は、臨床研修の実施に関し必要があると認めるときは、臨床研修病院又は研修協力施設の開設者又は管理者に対して報告を求めることができる。
- (2) 厚生労働大臣は、研修プログラム、研修体制、施設、設備、研修医の処遇その他が臨床研修の実施に関し適当でないとき、厚生労働大臣は、臨床研修病院又は研修協力施設の開設者又は管理者に対して必要な指示をすることができる。
- (3) (1) 及び (2) の場合において、厚生労働大臣は、臨床研修病院群については管理型臨床研修病院の開設者又は管理者に対し協力型臨床研修病院に関する報告の徴

収及び指示をすることができ、また、臨床研修病院（臨床研修病院群にあっては管理型臨床研修病院）の開設者又は管理者に対し研修協力施設に関する報告の徴収及び指示をすることができる。

10 指定の取消し

厚生労働大臣は、次の各号のいずれかに該当する場合には、法第16条の2第2項の規定により臨床研修病院の指定を取り消すことができる。

- ① 臨床研修病院が臨床研修病院の指定基準（別添2）に適合しなくなったとき
- ② 臨床研修病院が、この省令に定められた事項に違反したとき
- ③ 病院の開設者又は管理者が9（2）の規定による指示に従わないとき
- ④ 病院の開設者又は管理者に医事に関する犯罪又は不正の行為があり、臨床研修病院として適当でないと認められるとき

11 指定取消しの申請手続

(1) 臨床研修病院の指定の取消しを受けようとするときは、その開設者は、あらかじめ次に掲げる事項を記載した申請書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

- ① 指定の取消しを受けようとする理由
- ② 指定の取消しを受けようとする予定期日
- ③ 臨床研修中の研修医があるときは、その措置
- ④ 臨床研修を行う予定の研修医があるときは、その措置

(2) (1)の場合において、協力型臨床研修病院の開設者は、管理型臨床研修病院の開設者を經由して、申請書を厚生労働大臣に提出しなければならない。この場合において、管理型臨床研修病院の開設者は、自ら提出する申請書と協力型臨床研修病院の申請書とを合わせて厚生労働大臣に提出しなければならない。

12 研修の中断

(1) 研修管理委員会は、研修医が臨床研修を継続することが困難であると認めるときは、研修管理委員会を設置している病院の管理者に対し、当該研修医の臨床研修を中断することを勧告することができる。

(2) 研修管理委員会は、臨床研修期間の途中で研修医が臨床研修を中断するときには、研修医が受けた研修に対する研修医の評価を行わなければならない。

(3) 研修管理委員会を設置している臨床研修病院の管理者は、前項の評価に基づき、研修医の求めに応じて、速やかに、研修医に対し、次に掲げる事項を記載した中断証明書を交付しなければならない。

- ① 研修医の氏名、医籍の登録番号及び生年月日
- ② 臨床研修の開始及び中断の年月日
- ③ 臨床研修を中断した理由
- ④ 研修プログラムの名称
- ⑤ 臨床研修を行った病院及び研修協力施設の名称
- ⑥ 中断した時点までに受けた研修内容

「研修内容」には、研修医が研修を受けた診療科等の名称及び期間、病院又は研修協力施設の名称並びに中断した時点までの研修医の評価を含むものとする。

13 臨床研修修了時の措置

(1) 研修管理委員会は、臨床研修期間の終了に際し、研修実績に基づき研修医の評価を行わなければならない。

(2) 中断証明書を有している研修医については、研修管理委員会は、当該中断証明書

を考慮して評価を行わなければならない。

(3) 研修管理委員会を設置している臨床研修病院の管理者は、(1)及び(2)の評価に基づき、臨床研修が修了したと認めるときは、速やかに、研修医に対し、次に掲げる事項を記載した臨床研修修了証を交付しなければならない。

- ① 研修医の氏名、医籍の登録番号及び生年月日
- ② 研修修了の年月日
- ③ 修了した研修プログラムの名称
- ④ 臨床研修を行った病院及び研修協力施設の名称

(4) 研修管理委員会を設置している臨床研修病院の管理者は、(1)及び(2)の評価の結果、研修医が臨床研修を修了していると認めないときは、当該研修医に対して、その理由を付して、その旨を文書で通知しなければならない。

14 記録の保存

研修管理委員会を設置している臨床研修病院の管理者は、帳簿を備え、臨床研修を行った研修医に関する次の事項を記載し、又は記録し、これを臨床研修が修了した日又は中断した日から5年間保存しなければならない。

- ① 臨床研修を修了した者又は中断した者の氏名、医籍の登録年月日及び登録番号並びに修了年月日又は中断年月日
- ② ①の者が受けた研修内容

「研修内容」には、研修プログラム、研修を行った診療科等ごとの期間及び病院並びに中断した時点までの研修医の評価を含むものとする。

※ この省令は、公布の日から施行する。

※ 平成15年度から臨床研修を行おうとする者は、3(1)の規定にかかわらず、平成14年12月27日まで、指定の申請をすることができる。この場合において、指定の申請手続及び施設基準は、なお従前の例に準じて取り扱う。

※ この省令の施行の際に現に法第16条の2の指定を受けている病院の行う臨床研修であって、医療法等の一部を改正する法律(平成12年法律第141号)附則第8条に規定する者(平成16年4月1日前に医師免許を取得した者など)に対して行われるものについては、なお従前の例による。

※ 平成16年4月1日以降に開始される研修プログラムにおいては、同日前に臨床研修病院の指定を受けた病院においても、新たな臨床研修病院の指定基準等の条件に則った研修を行うこと。

※ 医師法施行規則の一部を次のように改正する。

第2章の2を削る。

※ この省令の施行後5年以内に、この省令の規定について所要の検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。